

令 3 経 営 金 融 第 3 2 7 号
令和 3 年(2021 年) 9 月 3 0 日

山口県経営者協会会長 山本 謙 様

山口県商工労働部長

下請取引の適正化等について

本県の下請取引の適正化の推進につきましては、平素から多大な御協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、国及び県においては、かねてより発注側企業と受注側企業との取引適正化に向けた取組を行っております。

中小企業庁の下請Gメンによるヒアリング調査などによれば、依然として発注側企業から一方的な原価低減要請が行われているほか、労務費や原材料価格が上昇している受注側企業が、発注側企業に対して価格交渉を申し込むことすら難しい実態が存在しております。

このため、最低賃金の改定を含む労務費や原材料費等の上昇などが下請価格に適切に反映されることを促すべく、国は本年9月を「価格交渉促進月間」と設定し、これに基づき、発注者側企業と受注者側企業との間の価格交渉を促進するための各種施策が行われているところです。

貴団体におかれましても、今後中小企業庁が実施する下記の調査等について、各会員企業に周知いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

記

中小企業庁は、9月の「価格交渉促進月間」終了後に、下記のフォローアップを実施することとしています。

1) 受注側企業への状況調査

10月以降、受注側企業に対し、発注側企業との価格交渉の状況について、下請Gメンによる重点的なヒアリング（2千社程度）や、アンケート調査（数万社に対して配布予定）が実施されます。

2) 調査結果の公表

上記1)の受注側企業に対する調査結果に基づき、

- ・先進的な取組、グッドプラクティスの公表
- ・アンケートの回答を数値化して集計し、公表することを検討
- ・下請代金法に違反する事案については、公正取引委員会と連携して対処等を行われることとなっています。

その他、価格交渉や下請代金法に関する講習会、セミナー等も実施されます。

発注側企業におかれては、上記の中小企業庁における実施事項を踏まえ、受注側企業からの価格交渉の要請に御対応いただければ幸いです。

今後とも、発注側企業と受注側企業の共存共栄関係の進展を目指し、適正価格での取引の実現に益々の御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

経営金融課経営支援班（担当：岸）

電話：083-933-3180

FAX：083-933-3209